

新・旧役員 各位

社協八木山連合支部
支部長 ■■■■■

社協八木山連合支部合同会議開催のご案内及び資料

平成23年度の社会福祉協議会八木山連合支部 新・旧理事及び評議員の合同会議を、八木山まちづくり協議会拡大連絡協議会に引き続き、下記のとおり開催いたしますので、ご出席お願い申し上げます。

記

日時 平成 24 年 4 月 8 日(日) 午前 10 時 45 分から 12 時 00 分
(理事の方は、10 時 30 分までに集合してください)

場所 つつじが丘ふれあいセンター 集会室

会 議 次 第

1. 社協八木山連合支部合同会議・開会の辞 ■■■理事
2. 支部長挨拶 ■■■支部長
3. 来賓挨拶(市社協関係者) ■■■理事
4. 議長紹介(会則 第13条により第一副支部長が議長を務める。) ■■■理事
5. 議長登壇 ■■■副支部長
6. 議事
 - (1) 平成 23 年度活動報告及び決算報告 ■■■支部長
 - (2) 平成 23 年度会計監査報告 ■■■監事
 - (3) 平成 24 年度活動計画(案)及び予算(案) ■■■支部長
 - (4) 平成 24 年度新役員、理事改選・承認 ■■■議長
 - (5) 会則変更 ■■■支部長
7. 議長降壇 ■■■副支部長
8. 新役員紹介 ■■■理事
9. 新支部長挨拶 支部長

合同会議当日 この資料を持参してください。

合同会議 案内状送付者
新・旧社協八木山連合理事会及び評議員会のメンバー

1号議案 平成23年度活動報告及び決算報告

1.全般

本年度、社協八木山連合支部は、例年の支部活動実績を参考に年間活動計画を策定し、松が丘連合自治会、つつじが丘統一自治会の両自治会員及び社協会員の皆様の御支援・御協力により、大きなトラブルもなくこれらを実施することが出来ました。この1年間の活動を振り返り、日々福祉事業を推進して頂きました民生児童委員、近隣ケアグループ、自治会の福祉関係役員、ボランティア団体の皆様、誠にありがとうございました。次期新役員の皆様方には新たな視点で問題点など指摘・改善して頂きますことを、又引き続き役員を継続して頂く、民生児童委員、近隣ケアグループや関係団体の皆様には、これからも社協活動への積極的なご協力を重ねてお願い申し上げます。

2.会議等

本年度、理事会3回、地域福祉懇談会を2回開催しました。以下、会議の概要についてまとめました。

●理事会

～第1回(5月21日開催)～

事務局体制の強化がなされたことを確認し、支部社協としての役割を協議。

支部社協としては、地域コミュニティの形成のために、自治会・その他の組織をサポートしていく事が重要であるとの認識で意見が一致し、支部社協としての活動を一般会員の皆様に啓蒙することも大切であるとの意見が出されました。

～第2回(7月9日開催)～

4月の合同会議で疑問として出された、評議員会のあり方について協議。高齢化していく八木山地区の福祉に関する対策としてどのようなことがなされるべきか意見交換がされ、松が丘、つつじヶ丘それぞれ、自治会を通して福祉に関する動きが活発化していることを確認しました。

又、前回の理事会で活動を啓蒙するとの意見があり、その方法として、議事録の回覧が提案され、承認されました。

～第3回(2月12日開催)～

23年度事業報告・決算及び24年度の活動方針・予算についての議論。規約についての検討がなされました。活動方針として、メニュー事業であるアンケート調査の有効利用の提案があり、積極的に活用していくことで、意見が一致しました。また、規約については、再度検討する余地があり、承認には至りませんでした。

～第4回(2月26日開催)～

第3回理事会で、議論が持ち越したため、臨時で理事会を開催。会則変更・総会資料についての最終確認を行い、アンケート調査についての、各務原市社会福祉協議会との打ち合わせ内容を報告。今後打ち合わせを重ね、有効活用できるようにしていくこと確認。

●評議員会

～第1回～(2月12日開催)～

数年前から問題提起されていましたが、評議員会を開催し、あり方を含め評議員の方々に忌憚ない意見を述べていただきました。予算の審議は年度末近くではなく、年度の中ごろでの審議を行わないと、反映しづらい、評議員会を開催するのであれば、きちんとした議題を持って、又評議員会の意見が理事会に反映されるような会議にしてほしいとの意見が出されました。

●地域福祉懇談会

～第1回地域福祉懇談会(6月5日)～

松が丘、つつじが丘の自治会長、民生児童委員、各丁の近隣ケアグループ代表、松が丘長寿会代表、つつじが丘シニアクラブ代表、市社協八木山連合支部担当が参加、懇談会を開催しました。

八木山地区の高齢化のデータを数値として提供。今後各団体でどのような活動をし、福祉への取り組みを行っていけばいいのかという意見交換の場となりました。その中で「見守り」「声かけ」が大切であり、そのためには、民生委員や近隣ケアだけでなく、自治会の協力を得ることが不可欠であり、自治会でもできることから協力していく。という意見があり、具体案として回覧、広報は手渡しで行っていく。という意見が出されました。その後、手渡し活動は実践されつつあります。

～第2回地域福祉懇談会(9月10日)～

中学校教頭、小学校PTA会長、松が丘福祉担当、松が丘、つつじが丘の民生児童委員、つつじが丘福祉委員、近隣ケア代表、松が丘長寿会代表、つつじが丘シニアクラブ代表、社協八木山支部担当が参加、懇談会を開催しました。

福祉に関する取り組みが活発化してきた中で、松が丘で立ち上がった福祉ネットワークの準備委員会の話、つつじが丘の福祉委員の活動強化についての意見をいただき、各団体からの、活動への希望等が出ました。また中学生もできることは積極的に参加させたいとのご意見もいただきました。

3. 行事等

●共催事業等

恒例となっているまち協4大行事は、自治会をはじめ校区各団体との共催行事として、当支部の役員もスタッフとして参画して実施し、いずれも盛況に終わりました。又ネットワーク八木山の機関紙も例年どおり配布いたしました。

昨年度初めて行われた、中学生ボランティアによる盆踊りへの綿菓子の出店を今年も行いました。当日は行列ができる盛況ぶりで、準備から後片付けまで一緒になって青年ボランティアと活動することにより、地域コミュニティの深まりを感じました。このような活動で、少しでも多くの地域のつながりを構築していくことが、支部社協としての大切な役割の一つと考えられます。

●支部支援の行事として

～ふれあいの集い及びふれあい交流会～

松が丘・つつじが丘の両地域において、当支部役員、シニアクラブ・長寿会、民生児童委員、近隣ケアグループ、自治会福祉委員等の福祉関係者により企画・準備され、多くの高年齢の皆様等をお迎えして盛大に実施されました。なお、この行事は、歳末たすけあい特別事業の助成を受けています。

～ボランティアハウス～

つつじが丘では、『ボランティアハウス・いこいのつつじ』が毎週金曜日、定期的に1年を通して開催され、地域の高年齢者のいこいの場となっております。

松が丘では今年度から毎月1回『いきいきハウス』が開催され、大変多くの方にご参加いただき、多くの方のふれあいの場となっております。

～友愛訪問・近隣ケアグループの活動～

民生児童委員・近隣ケアグループの皆様による日常の地域福祉ボランティア活動、高齢者世帯・独居高齢者への在宅訪問、友愛訪問などの諸活動が行われました。

4. 八木山連合支部社会福祉協議会 会員数

昨年同様、各自治会を通して会員募集をお願いしご協力頂きました。おかげさまでほぼ例年とおりの会員数となりました。八木山連合支部の会員加入率は市全体では常に上位に有り、今後ともこうした状況を維持して行きたいと願っております。但し一部ではありますが、まだ加入会率の低い自治会が有りますので、こうした地域ではより一層の募集活動をお願いいたします。

【 別紙 1 H23 年度活動実績表 】

【 別紙 2 H23 年度八木山連合支部収支決算書 】

2号議案 平成 23 年度会計監査報告

3号議案 平成 24 年度活動計画(案)及び収支予算(案)

社協八木山連合支部は本年度も「地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力する事」を目的とした諸活動を行います。当地域には松が丘、つつじが丘両自治会等の 15 団体及びボランティア団体があります。まち協4大行事など社協の目的と合致するイベントについては、これらの活動を支援します。

また当地域は急速に少子高齢化しています。今後もよりよい活動が実施できるよう、今後迎える超高齢社会に対応できるよう、福祉経験者の意見を聞き、ニーズを把握しながら今後の活動に反映させるよう努力します。そのために事務局体制を充実します。

●行事・広報について

校区の各団体とともに、まち協4大行事を共催行事として例年どおり実施することを予定しています。広報については、機関紙「ネットワーク八木山」の配布にて会計報告を全会員に発信していくとともに、回覧による、議事録の開示を今後も継続していきたいと考えています。その他の諸行事も基本的には例年と同じものと考えておりますが、支部行事のうち「ふれあいの集い」「ふれあい交流会」を中心的な行事として、この内容の向上・支援に努めるとともに、市社会福祉協議会が提示するメニュー事業助成金を活用する企画を検討していきます。

盆踊りへの出店は青年ボランティアへ協力を依頼し継続していきたいと考えています

●ボランティアハウスの充実

松が丘では今年度からボランティアハウスがスタートして、多くの方が足を運んで下さり、地域の憩いの場として確立し始めています。今後も積極的に支援していきたいと思えます。一方、いこいのつつじの支援は、継続実施いたします。

●両自治会をはじめとする諸団体及びボランティア団体の地域活動

昨年度は、多くの場で福祉についての議論がなされてきました。その中で福祉に関する取り組みは地域全体の問題であり、自治会及びまちづくり協議会構成団体などの協力なしでは、取り組みの進歩は難しいと考えられます。支部社協として、昨年度から実践されつつあります、広報・回覧の手渡し活動をはじめとし、自治会やまちづくり協議会構成団体などと積極的に情報・意見を交換して、より良い八木山地区へしていくよう連携を強めていきたいと思えます。

【 別紙 3 H24 社協八木山連合支部 活動計画(案) 】

【 別紙 4 H24 社協八木山連合支部 収支予算(案) 】

4号議案 平成24年度新役員、理事改選・承認

【 別紙5 八木山支部役員名簿 】

5号議案 会則変更

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 八木山連合支部会則の一部を次のように改正する。

第6条の4項に二重線の項目を追加する

第6条 支部長は、八木山連合自治会副会長に就く者をあて、第一副支部長には、八木山連合自治会会長の職に就く者をあてる。

- 2 第二、第三副支部長には松が丘、つつじが丘民生児童委員代表を年度毎に交互にあてる。
- 3 理事は民生児童委員、松が丘、つつじが丘自治会福祉担当役員、松が丘、つつじが丘自治会近隣ケアグループ代表、八木山校区青少年育成市民会議推進委員長、体育振興会会長及びまちづくり協議会事務局長をあてる。
- 4 評議員は、次の各分野から代表として選出された八木山まちづくり協議会・連絡協議会委員及び事務局員をあてる。又、福祉に熱意のある者をあてる。
 - (1) 自治会役員 (2) PTA役員 (3) 子ども会育成協議会役員
 - (4) 女性会役員 (5) 少年指導部会役員 (6) 青少年育成推進委員会役員
 - (7) 小中学校代表 (8) 体育振興会役員 (9) その他、福祉に熱意のある者
- 5 監査はシニアクラブ代表（松が丘長寿会、つつじが丘シニアクラブ）をあてる。
- 6 福祉推進員は松が丘連合自治会及びつつじが丘統一自治会から選出された各々1名のものをあてる。
- 7 事務局員は、主として社協支部役員・福祉推進員経験者の中から支部長が推薦し理事会で選任した者と前項の福祉推進員をあてる。

第11条を以下のように改める

(理事会)

第11条 理事会に議長を置き、第一副支部長を持ってこれにあてる。

- 2 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 合同会議に付議する事項
 - (5) その他、支部長が付議した事項

第12条の2項に二重線の項目を追加する

(評議員会)

第12条 評議員会の議長は、その都度、評議員の互選で定める。

- 2 評議員会は、次の事項を必要に応じて審議する。

- (1) 支部の方針に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) その他、支部長が必要と認めた事項

付則

10 一部改正 平成 24 年 4 月 8 日

【別紙 6 会則】

平成23年度 社会福祉協議会八木山連合支部活動実績

年月	活動実績	年月	活動実績
23年 4月	社協 八木山連合支部合同会議	10	八木山健康ウォーク(共催)
	市社協 支部長・福祉推進委員合同会議	27	ネットワーク八木山(機関紙)発行
	松が丘ボランティアハウス いきいきハウス	毎月第三金曜	岐阜県社会福祉大会
	つつじが丘ボランティアハウス いこいのつつじ	毎週金曜日	赤い羽根共同募金運動の推進
5月	近隣ケア会議	14	市民清掃(共催)
	第1回 八木山連合支部理事会	21	松が丘ふれあいの集い 歳末特別事業
	事務局会合	27	つつじが丘ふれあい交流会 歳末特別事業
	市民福祉講座	29	
	赤十字募金活動	1~31	
6月	事務局会合	2	ネットワーク八木山(機関紙)発行
	第1回 地域福祉懇談会	5	事務局会合
	支部長研修旅行	8	
	ネットワーク八木山(機関紙)発行	15	歳末共同募金運動の推進
7月	市民清掃(共催)	3	八木山新春のつどい(共催)
	第2回 八木山連合支部理事会	9	
	近隣ケア研修会(松が丘・つつじが丘)	12・14	
	松が丘・つつじが丘盆踊り大会	30	
8月	事務局会合	4	高齢者宅友愛訪問
	八木山夏祭り(共催)	20	事務局会合
			市社協支部長・福祉推進委員合同会議
			第3回 八木山連合支部理事
	社協会員募集活動	1~31	評議員会開催
9月	第2回 地域福祉懇談会	10	第4回 八木山連合支部臨時理事会
	松が丘敬老懇親会	11	松が丘・つつじが丘近隣ケア新旧代表会議
	福祉フェスティバル	11	社協八木山連合支部会計監査
	つつじが丘敬老懇親会	14	ネットワーク八木山(機関紙)発行
	支え合いサポーター塾	14	合同会議資料作成・配布

平成23年度 社会福祉協議会八木山連合支部 収支決算書

【収入の部】

単位:円

科目	予算額	決算額	備考
支部交付金	298,000	297,000	849,000円×35%
メニュー事業助成金	587,400	511,984	メニュー事業助成金収入をいう
近隣ケアグループ研修会(支部)	60,000	30,000	@30,000円×1回
ボランティアハウス事業	251,000	251,000	@5,000円×43回 @3,000円×12回
福祉座談会	12,000	9,384	
支部アンケート調査	7,500	0	
機関紙の発行	81,900	54,600	@13円×2,000件×1.05×2回
地域子育て・交流支援事業	40,000	40,000	@20,000円×2回
高齢者ふれあい交流事業	35,000	27,000	@500円×54名
歳末たすけあい特別事業	100,000	100,000	@100,000円×1回
ボランティアハウス特別支援事業	60,000	60,000	いこいのつつじ(つつじが丘)
ボランティアハウス備品購入助成金	15,000	15,000	いきいきハウス(松が丘)
寄付金	0	0	
雑収入	52	31	利息
前年度繰越金	199,348	199,348	
収入合計	1,159,800	1,083,363	

【支出の部】

科目	予算額	決算額	備考
事務費	40,000	16,490	支部の運営にかかる費用をいう
会議費	20,000	6,960	理事会・合同会議開催費用・事務局会合
消耗品費等	20,000	9,530	クリアポケット・ボイスレコーダー
メニュー事業	665,900	553,419	メニュー事業助成を受けた事業をいう
近隣ケアグループ研修会(支部)	60,000	20,284	近隣ケア研修会助成(市社協主催)
ボランティアハウス事業	261,000	251,000	@5,000円×43回 @3,000円×12回
福祉座談会	20,000	9,384	
福祉アンケート調査	5,000	0	
機関紙の発行	81,900	54,600	ネットワーク八木山 2回(@27,300円×2回)
地域子育て・交流支援事業	40,000	20,151	盆踊り大会綿菓子出店
高齢者ふれあい交流事業	58,000	58,000	敬老会開催×2か所
歳末たすけあい特別事業	140,000	140,000	ふれあい交流会・ふれあいの集い
その他の事業費	140,000	132,374	メニュー事業以外の独自事業をいう
まち協4大事業	110,000	110,000	まち協での共催事業
友愛訪問事業	30,000	22,374	友愛訪問おみやげ
助成金支出	175,000	175,000	諸団体の事業への助成金をいう
シニアクラブ助成金	50,000	50,000	シニアクラブ助成
長寿会助成金	50,000	50,000	長寿会助成
特別活動助成金	60,000	60,000	ボランティアハウス特別支援事業
ボランティアハウス備品購入助成	15,000	15,000	ボランティアハウス備品助成
予備費	138,900	206,080	予備費残は次年度繰越
支出合計	1,159,800	1,083,363	

平成23年度社協八木山連合支部の会計について、諸帳簿、証拠書類等
監査の結果、適正に処理されていたことを認めます。

会計監査 ■ ■ ■ ■

会計監査 ■ ■ ■ ■

平成24年度 社会福祉協議会八木山連合支部活動計画（案）

平成24年度活動計画の概要

1. 市（県）社会福祉協議会の全体行事・合同会議などの予定につきましては、現在判明している日にちを入れ、未定のものとは昨年と同時期に行われるものとし、未定もしくは上・中・下旬としています。
2. まち協4大行事も23年度を踏襲し、同様に活動計画に入れ実施します。
3. ボランティアハウスの運営について支援をします。
4. 近隣ケアグループ研修会を実施します。
5. 中学地区生徒会・PTAと連携し、交流事業を計画的に実施します。
6. 八木山連合支部理事会を年2回（5月・2月）実施します。
7. 地域福祉懇談会を年2回実施します（6月・9月）

年月	活動計画	年月	活動計画
24年 4月	社協 八木山連合支部合同会議 8 下旬	10月	ネットワーク八木山(機関紙)発行 中旬
	市社協 支部長・福祉推進委員合同会議		八木山健康ウオーク(共催) 中旬
	つつじが丘ボランティアハウス いこいのつつじ 毎週金曜日 松が丘ボランティアハウス いきいきハウス 毎月第3金曜		赤い羽根共同募金運動の推進 1～31
5月	第1回 八木山連合支部理事会 中旬	11月	県社会福祉大会(岐阜) 上旬
	近隣ケア会議 中旬		市民清掃(共催) 上旬
	赤十字募金活動 1～31		市社会福祉大会 上旬 松が丘ふれあいの集い 歳末特別事業 未定 つつじが丘ふれあいの集い 歳末特別事業 未定
6月	第1回 地域福祉懇談会 中旬	12月	ネットワーク八木山(機関紙)発行 中旬
	ネットワーク八木山(機関紙)発行 中旬		歳末共同募金運動の推進 1～31
	近隣ケアグループ研修 中旬		
7月	市民清掃(共催) 上旬	25年 1月	八木山新春のつどい(共催) 上旬
	つつじが丘盆踊り大会 下旬		
	松が丘盆踊り大会 下旬		
8月	八木山夏祭り(共催) 中旬	2月	合同会議資料作成 1～
	「支えあいサポーター塾」開講 下旬		高齢者宅友愛訪問 1～15
	社協会員募集活動 1～31		社協支部長・福祉推進委員合同会議 上旬 第2回 八木山連合支部理事会 中旬
9月	松が丘・つつじが丘 敬老懇親会 未定	3月	松が丘・つつじが丘近隣ケア新旧代表会議 上旬
			社協八木山連合支部会計監査 上旬
	第2回 地域福祉懇談会 中旬		ネットワーク八木山(機関紙)発行 中旬 合同会議資料印刷・製本・配布 下旬

平成24年度 社会福祉協議会八木山連合支部 収支予算書（案）

【収入の部】

単位：円

科 目	予算額	前年度実績	備 考
支部交付金	297,000	297,000	849,000円×35%
メニュー事業助成金	517,100	511,984	メニュー事業助成金収入をいう
近隣ケアグループ研修会(支部)	30,000	30,000	@30,000円×1回
ボランティアハウス事業	246,000	251,000	@5,000円×42回、@3,000円×12回
福祉座談会	12,000	9,384	@200円×60人
支部アンケート調査	7,500	0	@50円×150件
機関紙の発行	54,600	54,600	@13円×2,000件×1.05×2回
地域子育て・交流支援事業	40,000	40,000	@20,000円×2回
高齢者ふれあい交流事業	27,000	27,000	@500円×54人
歳末たすけあい特別事業	100,000	100,000	@100,000円×1回
雑収入	31	31	利息
前年度繰越金	206,080	199,348	
収入合計	1,028,661	1,008,363	

【支出の部】

科 目	予算額	前年度実績	備 考
事務費	40,000	16,490	支部の運営にかかる費用をいう
会議費	20,000	6,960	理事会・合同会議開催費用、事務局打合せ
消耗品費等	20,000	9,530	紙、インク代等
メニュー事業助成金	593,600	553,419	メニュー事業助成を受けた事業をいう
近隣ケアグループ研修会(支部)	30,000	20,284	研修会助成(近隣ケア)
ボランティアハウス事業	246,000	251,000	@5,000円×42回、@3,000円×12回
福祉座談会	20,000	9,384	@200円×100人
福祉アンケート調査	5,000	0	調査通信運搬費・取り纏め事業
機関紙の発行	54,600	54,600	ネットワーク八木山 2回(27300×2)
地域子育て・交流支援事業	40,000	20,151	世代間交流事業など
高齢者ふれあい交流事業	58,000	58,000	敬老会開催×2か所
歳末たすけあい特別事業	140,000	140,000	ふれあい交流会、ふれあいの集い
その他の事業費	140,000	132,374	メニュー事業外の独自事業をいう
まち協4大事業	110,000	110,000	まち協での共催事業
友愛訪問事業	30,000	22,374	友愛訪問おみやげ
助成金支出	100,000	100,000	諸団体の事業への助成金をいう
シニアクラブ助成金	50,000	50,000	シニアクラブ助成
長寿会助成金	50,000	50,000	長寿会助成
予備費	155,061	206,080	予備費残は次年度繰越
支出合計	1,028,661	1,008,363	

平成23・24年度「社会福祉協議会八木山連合支部」新旧役員名簿(案)

社協役職	平成23年度(旧)	平成24年度(新)	住所	電話番号	団体役職名
本部役員	支部長	■■■■			松が丘連合自治会会長
	〃		■■■■	つ■■■■	つつじが丘統一自治会会長
	副支部長	■■■■			つつじが丘統一自治会会長
	〃		■■■■	松■■■■	松が丘連合自治会会長
	副支部長	■■■■	■■■■	つ■■■■	民生児童委員
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	民生児童委員
	監事	■■■■	■■■■	松■■■■	松が丘長寿会会長
〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	つつじが丘シニアクラブ会長	
事務局	福祉推進委員	■■■■	■■■■	つ■■■■	社協八木山支部福祉推進委員(つつじが丘)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	社協八木山支部福祉推進委員(松が丘)
	事務局(議決権無)	■■■■	■■■■	つ■■■■	
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	
	〃		■■■■	つ■■■■	
理事	理事	■■■■	■■■■	つ■■■■	民生児童委員(つつじが丘)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	民生児童委員(松が丘)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	主任児童委員
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	近隣ケアグループ代表(松が丘)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	近隣ケアグループ代表(つつじが丘)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	つつじが丘統一自治会役員(福祉委員長)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	松が丘連合自治会役員(社協担当)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	青少年育成市民会議推進委員長
〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	まちづくり協議会事務局長	
評議員	評議員	■■■■	■■■■	松■■■■	八木山小学校PTA会長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	八木山校区子ども会会長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	鶴沼中学校PTA副会長
	〃	■■■■	■■■■	八木山小	八木山小学校教頭
	〃	■■■■	■■■■	鶴沼中	鶴沼中学校教頭
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	少年指導部会会長
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	つつじが丘女性会会長
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	つつじが丘統一自治会副会長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	松が丘連合自治会副会長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	八木山校区補導委員代表
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	松が丘連合自治会役員(協議会担当)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	つつじが丘統一自治会役員(協議会担当)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	青少年育成推進委員(松が丘)
	〃		■■■■	松■■■■	〃
	〃	■■■■			青少年育成推進委員(つつじが丘)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	校区体育振興会体育指導委員(松が丘)
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	校区体育振興会体育指導委員(つつじが丘)
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	鶴沼中学校PTA副ブロック長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	八木山小学校PTA副会長
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	八木山校区子ども会副会長
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	まちづくり協議会専任事務局長
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃
	〃	■■■■	■■■■	松■■■■	〃
〃	■■■■	■■■■	つ■■■■	〃	
〃	■■■■	■■■■	松■■■■	〃	
〃		■■■■	松■■■■	〃	
〃		■■■■	つ■■■■	〃	
〃		■■■■	つ■■■■	〃	
〃		■■■■	松■■■■	いきいきハウス代表	
〃		■■■■	つ■■■■	いきいのつつじ代表	

社協八木山連合支部について

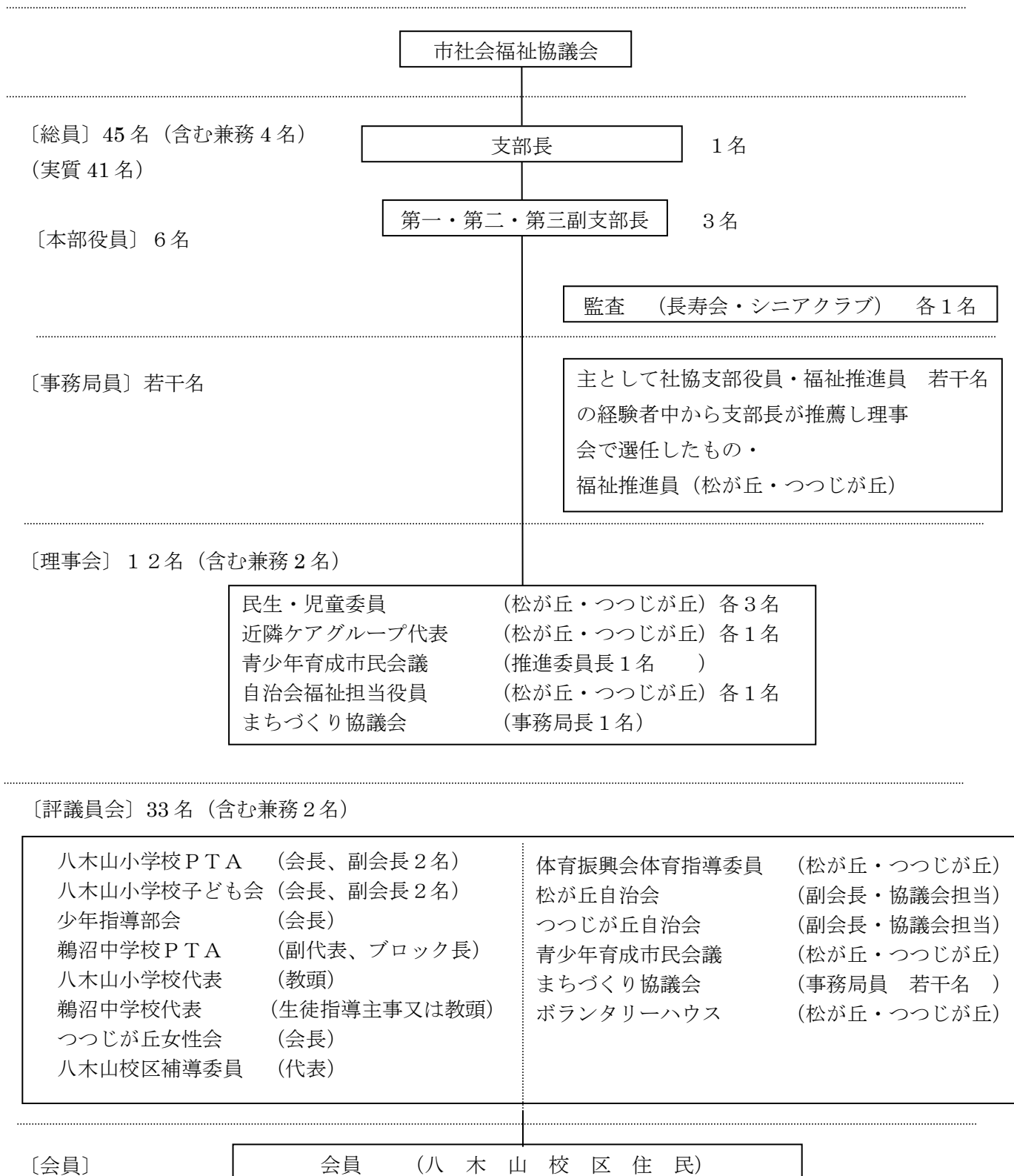
昭和57年2月に社会福祉法人、各務原市社会福祉協議会がスタートしました。同時に支部社協も設立され、住民に対して会員募集が行われました。当八木山支部も同時期に発足し支部長と民生・児童委員が集まって、ささやかな組織を作り当時の八木山育成会と一緒に活動するふれあい活動と、市社会福祉協議会から要望された事を実施しておりました。

平成2年に支部福祉推進制度が導入されたのを機に、社協八木山連合支部の本格的な組織作りが始まりましたが思うように進まず、2年がかりで平成4年7月に会計、書記を持つ、社協八木山連合支部の正式な組織と会則が出来上がりました。平成6年4月に、まちづくり協議会が発足したのを機に、専任事務局員に福祉推進員をあてる、現在の組織となりました。

役員、理事、評議員などはまちづくり協議会役員と同じメンバーで構成されていますが、違いは民生児童委員の全員と近隣ケアグループ代表2名が理事として組織に入っているところです。支部長は八木山自治会連合会の副会長があたります。八木山自治会連合会会長と社協八木山連合支部長は松が丘連合自治会会長とつつじが丘統一自治会会長が、1年ごとに交互に入れ替わり役職に就いております。

平成23年度に、迫りくる超高齢社会に対応するため、主として社協支部役員・福祉推進員経験者の中から支部長が推薦し理事会で選任した者を新たに事務局員として加え、体制の強化を図りました。

社協八木山連合支部 組織図



※ 本部役員、事務局員、理事を含んで開催する会議を「理事会」という。

※ 理事会と評議員会が合同で開催する会議を「合同会議」という。

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 八木山連合支部会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 八木山連合支部と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第2条による事業のうち、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会会員で、八木山小学校区に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 3名 (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 若干名 (5) 監事 2名 (6) 事務局員 若干名(含む 福祉推進員2名)

(役員を選任)

第6条 支部長は、八木山連合自治会副会長に就く者をあて、第一副支部長には、八木山連合自治会会長の職に就く者をあてる。

2 第二、第三副支部長には松が丘、つつじが丘民生児童委員代表を年度毎に交互にあてる。

3 理事は民生児童委員、松が丘、つつじが丘自治会福祉担当役員、松が丘、つつじが丘自治会近隣ケアグループ代表、八木山校区青少年育成市民会議推進委員長、体育振興会会長及びまちづくり協議会事務局長をあてる。

4 評議員は、次の各分野から代表として選出された八木山まちづくり協議会・連絡協議会委員及び事務局員をあてる。又、福祉に熱意のある者をあてる。

- (1) 自治会役員 (2) PTA役員 (3) 子ども会育成協議会役員
- (4) 女性会役員 (5) 少年指導部役員 (6) 青少年育成推進委員会役員
- (7) 小中学校代表 (8) 体育振興会役員 (9) その他、福祉に熱意のある者

5 監査はシニアクラブ代表 (松が丘長寿会、つつじが丘シニアクラブ)をあてる。

6 福祉推進員は松が丘連合自治会及びつつじが丘統一自治会から選出された各々1名のものをあてる。

7 事務局員は、主として社協支部役員・福祉推進員経験者の中から支部長が推薦し理事会で選任し

た者と前項の福祉推進員をあてる。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。

- 2 役員再任については、これを妨げない。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 5 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

第8条 支部長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長が執行する組織運営を補佐し、支部長に事故あるときはあらかじめ定めた順位による副支部長がその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し会務を執行する。
- 4 評議員は評議員会を組織し第12条第2項に定める事項を審議する。
- 5 監事は本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
- 6 事務局員は、支部長が執行する業務運営を補佐し事業活動を推進するため、事務局的な職務を行う。

(会計・書記)

第9条 本会に会計と書記を置く。

- 2 会計と書記は、社協八木山連合支部長を就任する自治会の福祉推進員が本会の会計の経理にあたり、書記を兼務する。

(会議)

第10条 会議は理事会、評議員会及び理事・評議員合同会議(以下合同会議と呼称)とする。

- 2 会議は支部長が召集する。
- 3 会議は構成員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。ただし、委任状の提出をもってこれにかえることができる。なお福祉推進員を除く事務局員は、その構成員に含まない。
- 4 議事は出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決す。ただし、福祉推進員を除く事務局員は、その構成員に含まない。

(理事会)

第11条 理事会に議長を置き、第一副支部長を持ってこれにあてる。

- 2 理事会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 合同会議に付議する事項
 - (5) その他、支部長が付議した事項

(評議員会)

第12条 評議員会の議長は、その都度、評議員の互選で定める。

- 2 評議員会は、次の事項を必要に応じて審議する。
 - (1) 支部の方針に関する事項

- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) その他、支部長が必要と認めた事項

(合同会議)

- 第 13 条** 本会は毎年1回以上合同会議を開くものとする。
- 2 合同会議に議長を置き、第一副支部長をもってこれにあてる。
 - 3 合同会議は次の事項を審議する。
 - (1) 支部の方針に関する事項
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 諸規定の制定及び改廃
 - (5) その他、支部長が必要と認めた事項

(経費)

- 第 14 条** 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。
- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会よりの支部交付金
 - (2) モデル支部交付金
 - (3) メニュー事業による助成金
 - (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

- 第 15 条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終わる。

(会則の変更)

- 第 16 条** この会則は、合同会議の議決を得て変更することができる。

付則

- 1 この会則は、平成 4 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 一部改正 平成 6 年 5 月 15 日
- 3 一部改正 平成 9 年 4 月 13 日
- 4 一部改正 平成 11 年 4 月 11 日
- 5 一部改正 平成 14 年 4 月 14 日
- 6 一部改正 平成 16 年 4 月 11 日
- 7 一部改正 平成 21 年 4 月 12 日
- 8 一部改正 平成 22 年 4 月 11 日
- 9 一部改正 平成 23 年 4 月 10 日
- 10 一部改正 平成 24 年 4 月 8 日